

令和8年 第2回定例

旭川市議会会議録 第6号

○令和8年6月30日（火曜日）

開議 午前10時00分

閉会 午後 1 時48分

○出席議員（33名）

1番	横山	啓一
2番	いしかわ	まさき
3番	笠井	まなみ
4番	あべ	なお
5番	中村	みなこ
6番	江川	あや
7番	上野	和幸
8番	植木	だいすけ
9番	小林	ゆうき
10番	駒木	おさみ
11番	皆川	ゆきたけ
12番	たけいし	よういち
13番	石川	まさゆき
14番	沼崎	雅之
15番	まじま	隆英
16番	高橋	紀博
17番	品田	ときえ
18番	塩尻	英明
19番	高木	ひろたか

20番	中野	ひろゆき
21番	えびな	安信
22番	高橋	ひでとし
23番	菅原	範明
25番	石川	厚子
26番	能登谷	繁
27番	高見	一典
28番	金谷	美奈子
29番	高花	えいこ
30番	中村	のりゆき
31番	安田	佳正
32番	松田	卓也
33番	福居	秀雄
34番	杉山	允孝

○欠席議員（1名）

24番	佐藤	さだお
-----	----	-----

○説 明 員

市	長	今	津	寛	介
副	市	長	熊	谷	好
副	市	長	佐	藤	昌
総 合 政 策 部 長			三	宅	智
行財政改革部長			三	宮	元
都市振興部長			田	島	章
総 務 部 長			土	岐	尚
市民生活部長			樽	井	里
福祉安心部長			川	邊	仁
こども・女性・若者未来部長			木	村	直
こども・女性・若者未来部いじめ対策監			石	原	伸
健 幸 保 健 部 長			山	口	亮
環 境 部 長			太	田	誠
経 済 部 長			浅	利	豪
観光スポーツ・シティプロモーション部長			菅	原	稔
農政部長兼農業委員会事務局長			林		良
建 築 部 長			岡	田	光
土 木 部 長			高	橋	正
消 防 長			河	端	勝
教 育 長			和	田	英
学 校 教 育 部 長			坂	本	考
社 会 教 育 部 長			田	村	司
水道事業管理者			富	岡	賢
上 下 水 道 部 長			澤	渡	武
市立旭川病院事務局長			長	谷	川
監 査 委 員			金	澤	匡

○事務局出席職員

議 会 事 務 局 長	林	上	敦	裕
議 事 調 査 課 長	香	川	秀	頼
議事調査課長補佐	小	川	智	之
議 事 調 査 課 主 査	信	濃	孝	美
議 事 調 査 課 主 査	岡	本	諭	志

○会議録署名議員

8 番	植	木	だいすけ
21 番	えびな	安	信

○議事日程

- 日程第2 議案第1号ないし議案第105号
 - 日程第3 議案第106号
 - 日程第4 報告第1号
 - 日程第5 報告第2号
 - 日程第6 報告第3号
 - 日程第7 報告第4号
 - 日程第9 議案第107号
-

○追加議事日程

- 日程第10 議案第108号 旭川市公平委員会委員の選任について
- 日程第11 議案第109号 旭川市農業委員会委員の任命について
- 日程第12 請願・陳情議案の審査結果報告について
- 日程第13 請願・陳情議案の閉会中継続審査付託について
- 日程第14 意見書案第1号 自衛隊員の処遇改善及び退職自衛官の再就職促進に関する意見書について
- 日程第15 意見書案第2号 2026年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について
- 日程第16 意見書案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元など教育予算の確保・拡充と就学保障の充実を求める意見書について
- 日程第17 意見書案第4号 北海道教育委員会の「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」を見直し全ての子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書について
- 日程第18 意見書案第5号 中東情勢を捉えた緊急対策に関する意見書について
- 日程第19 意見書案第6号 中東情勢の緊迫化に伴う原油・物価高騰及び資材不足に対する緊急対策を求める意見書について
- 日程第20 意見書案第7号 北海道新幹線の札幌延伸工事における談合疑惑の真相解明と事業計画の抜本的な見直しを求める意見書について
- 日程第21 意見書案第8号 沖縄県辺野古沖事故を巡る文部科学省の見解の撤回及び教育内容への不当な介入停止を求める意見書について
- 日程第22 意見書案第9号 有人国境離島地域に対する支援拡充及び特別措置法の改正・期限延長を求める意見書について
- 日程第23 意見書案第10号 地方財政の充実・強化に関する意見書について
- 日程第24 意見書案第11号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実強化を求める意見書について
- 日程第25 意見書案第12号 ドナーミルクの利用拡大を求める意見書について
- 日程第26 意見書案第13号 全てのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書について
- 日程第27 意見書案第14号 住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書について
- 日程第28 決議案第1号 米国、イスラエル及びイランの軍事行動の即時停止と外交による平和的

解決を求める決議について

日程第29 花咲スポーツ公園・新アリーナ等再整備事業計画に関する調査特別委員会の設置について（動議）

日程第30 発言の取消しについて

○本日の会議に付した事件

1. 議案第1号 令和8年度旭川市一般会計補正予算に対する修正案（動議）（否決）
1. 議案第51号 旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案に対する修正案（動議）（否決）
1. 議案第1号 令和8年度旭川市一般会計補正予算について（原案可決）
1. 議案第51号 旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）
1. 議案第2号 令和8年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算について（原案可決）
1. 議案第3号 令和8年度旭川市動物園事業特別会計補正予算について（原案可決）
1. 議案第4号 令和8年度旭川市育英事業特別会計補正予算について（原案可決）
1. 議案第5号 令和8年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算について（原案可決）
1. 議案第6号 令和8年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について（原案可決）
1. 議案第7号 令和8年度旭川市水道事業会計補正予算について（原案可決）
1. 議案第8号 令和8年度旭川市下水道事業会計補正予算について（原案可決）
1. 議案第9号 令和8年度旭川市病院事業会計補正予算について（原案可決）
1. 議案第10号 旭川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）
1. 議案第11号 旭川市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）
1. 議案第12号 旭川市旭川駅前広場条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）
1. 議案第13号 旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）
1. 議案第14号 旭川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）
1. 議案第15号 旭川市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）
1. 議案第16号 旭川市総合防災センターコミュニティホール等の使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）
1. 議案第17号 旭川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）
1. 議案第18号 旭川市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）
1. 議案第19号 旭川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）
1. 議案第20号 旭川市市民活動交流センター条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）

1. 議案第21号 旭川市地域活動センター条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第22号 旭川市住民センター条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第23号 旭川市地区会館条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第24号 旭川市地区センター条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第25号 旭川市ときわ市民ホール条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第26号 旭川市勤労者福祉総合センター条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)
1. 議案第27号 旭川市農村地域センター条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第28号 旭川市火葬場条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第29号 旭川市生活館条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第30号 旭川市高齢者等健康福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)
1. 議案第31号 旭川市近文市民ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)
1. 議案第32号 旭川市高齢者バス料金助成乗車証条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)
1. 議案第33号 旭川市障害者福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)
1. 議案第34号 旭川市保健所条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第35号 旭川市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)
1. 議案第36号 旭川市死体解剖保存法施行条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)
1. 議案第37号 旭川市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第38号 旭川市温泉法施行条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第39号 旭川市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第40号 旭川市興行場法施行条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第41号 旭川市理容師法施行条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第42号 旭川市美容師法施行条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第43号 旭川市クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)
1. 議案第44号 旭川市化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)
1. 議案第45号 旭川市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第46号 旭川市と畜場法施行条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第47号 旭川市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行条例の一部を改正
する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第48号 旭川市医療法施行条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)

1. 議案第49号 旭川市臨床検査技師等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第50号 旭川市毒物及び劇物取締法施行条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第52号 旭川市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第53号 旭川市病院事業基金条例の制定について (原案可決)
1. 議案第54号 旭川市工芸センター条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第55号 旭川市工業技術センター条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第56号 旭川市旭山動物園条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第57号 旭川市総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第58号 旭川市地区体育センター条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第59号 旭川市スケートリンク条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第60号 旭川市テニスコート条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第61号 旭川市旭川大雪アリーナ条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第62号 旭川市嵐山レクリエーション施設条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第63号 旭川市農業センター条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第64号 旭川市若者の郷条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第65号 旭川市21世紀の森施設条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第66号 旭川市営牧場条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第67号 旭川市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第68号 旭川市屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第69号 旭川市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第70号 旭川市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第71号 旭川市普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第72号 旭川市自転車の放置の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第73号 旭川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第74号 旭川市駐輪場条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第75号 旭川市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第76号 旭川市農業委員会事務処理手数料条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第77号 旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第78号 旭川市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する

- る条例の制定について (原案可決)
1. 議案第79号 旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第80号 旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第81号 旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第82号 旭川市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第83号 旭川市こども家庭センター条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第84号 旭川市助産施設及び母子生活支援施設費用徴収条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第85号 旭川市児童館条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第86号 旭川市北彩都子ども活動センター条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第87号 旭川市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第88号 旭川市学校給食共同調理所条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第89号 旭川市公民館条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第90号 旭川市科学館条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第91号 旭川市民文化会館条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第92号 旭川市井上靖記念館条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第93号 旭川市大雪クリスタルホール条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第94号 旭川市彫刻美術館条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第95号 財産の取得について (原案可決)
1. 議案第96号 財産の取得について (原案可決)
1. 議案第97号 財産の取得について (原案可決)
1. 議案第98号 財産の取得について (原案可決)
1. 議案第99号 財産の取得について (原案可決)
1. 議案第100号 財産の取得について (原案可決)
1. 議案第101号 財産の取得について (原案可決)
1. 議案第102号 財産の処分について (原案可決)
1. 議案第103号 契約の締結について (原案可決)
1. 議案第104号 契約の締結について (原案可決)
1. 議案第105号 契約の締結について (原案可決)
1. 議案第107号 令和8年度旭川市一般会計補正予算について (原案可決)

1. 議案第106号 市道路線の廃止について (原案可決)
1. 報告第1号 令和7年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告について (報告済)
1. 報告第2号 令和7年度旭川市水道事業会計予算の予算繰越しの報告について (報告済)
1. 報告第3号 令和7年度旭川市下水道事業会計予算の予算繰越しの報告について (報告済)
1. 報告第4号 専決処分の報告について (報告済)
1. 議案第108号 旭川市公平委員会委員の選任について (原案同意)
1. 議案第109号 旭川市農業委員会委員の任命について (原案同意)
1. 請願・陳情議案の審査結果報告について
 - 陳情第22号 旭川市特別会計における消費税の申告・納付状況について調査・公表を求めることについて (不採択)
 - 陳情第23号 旭川市及び周辺地域における外国人・外国法人による土地取得、特に森林・水源地に関する把握状況と対応方針について (不採択)
 - 陳情第29号 旭川市特別会計における消費税の申告・納付状況について調査・公表を求めることについて (不採択)
 - 陳情第39号 外国人介護士優遇政策の即時見直しと、日本人介護士の待遇改善を最優先とする制度改革を求めることについて (不採択)
 - 陳情第41号 外国人介護士優遇政策の即時見直しと、日本人介護士の待遇改善を最優先とする制度改革を求めることについて (不採択)
 - 陳情第42号 外国人介護士優遇政策の即時見直しと、日本人介護士の待遇改善を最優先とする制度改革を求めることについて (不採択)
 - 陳情第43号 外国人介護士優遇政策の即時見直しと、日本人介護士の待遇改善を最優先とする制度改革を求めることについて (不採択)
 - 陳情第33号 旭川市特別会計における消費税の申告・納付状況について調査・公表を求めることについて (不採択)
 - 陳情第34号 旭川市及び周辺地域における外国人・外国法人による土地取得、特に森林・水源地に関する把握状況と対応方針について (不採択)
 - 陳情第36号 旭川市特別会計における消費税の申告・納付状況について調査・公表を求めることについて (不採択)
1. 請願・陳情議案の閉会中継続審査付託について
 - 陳情第25号 宗教施設建設に伴う地域の公共安全及び調和に関する法整備を求めることについて (総務)
 - 陳情第26号 宗教施設建設に伴う地域の公共安全及び調和に関する法整備を求めることについて (総務)
 - 陳情第27号 宗教施設建設に伴う地域の公共安全及び調和に関する法整備を求めることについて (総務)
 - 陳情第28号 職員団体の組合費給与天引き（チェックオフ）手続の適正運用及び行政の政治的中立性確保を求めることについて (総務)
 - 陳情第40号 公共施設における宗教関連設備の中立性・公平性確保のためのガイドライン整

- 備を求めることについて (総務)
- 陳情第44号 旭川市における歴史資料の一元的デジタルアーカイブ化と、市民の記憶を未来へ引き継ぐ仕組みの構築を求めることについて (総務)
- 陳情第45号 融雪槽設置住宅の減税について (総務)
- 陳情第56号 宿泊税制度における税の公平性担保義務及び無届・無許可宿泊営業の排除体制の明確化並びに議会による監視の実施を求めることについて (総務)
- 陳情第49号 宿泊税制度における税の公平性担保義務及び無届・無許可宿泊営業の排除体制の明確化並びに議会による監視の実施を求めることについて (民生)
- 陳情第52号 電磁的記録の部分公開に関する運用の見直しについて (民生)
- 陳情第57号 熊の無差別駆除の即時停止及び共生政策の実施について (民生)
- 陳情第58号 メッセンジャーRNAワクチン接種事業の中止を求める意見書の提出を求めることについて (民生)
- 陳情第35号 旭川市アリーナ建設計画の見直しと市民生活優先の予算編成を求めることについて (経済建設)
- 陳情第20号 出産前後の支援体制強化に関することについて (子育て文教)
- 陳情第37号 市立小中学校への「いじめ対策監(仮称)」配置制度の導入を求めることについて (子育て文教)
- 陳情第38号 旭川市におけるAI予兆システムを核としたいじめ・児童虐待・家庭訪問支援の統合モデル構築について (子育て文教)
- 陳情第46号 いじめの重大事態に関するデマの払拭を求めることについて (子育て文教)
- 陳情第48号 GIGAスクール端末等を活用し、子供に直接届く「地域居場所ポータル(仮称)」の整備について (子育て文教)
- 陳情第50号 いじめ解消判断までの3か月間における被害・加害児童生徒への伴走型デジタル振り返り支援(旭川モデル)の小規模実証について (子育て文教)
- 陳情第51号 「旭川子ども支援ネットワーク(仮称)」創設に関する検討について (子育て文教)
- 陳情第53号 いじめ事案における警察との連携強化及び相談基準の明確化について (子育て文教)
- 陳情第54号 官民・デジタル技術連携による不登校児童生徒及び保護者への包括的支援とフリースクール等利用助成制度の検討について (子育て文教)
- 陳情第59号 既存相談窓口へのAI相談の追加及びAIを活用した寄り添い型相談支援モデルの実証導入を求めることについて (子育て文教)
- 陳情第60号 公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求めることについて (子育て文教)
1. 意見書案第1号 自衛隊員の処遇改善及び退職自衛官の再就職促進に関する意見書について (原案可決)
1. 意見書案第2号 2026年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について (原案可決)
1. 意見書案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元など教育予算の確

- 保・拡充と就学保障の充実を求める意見書について (否決)
1. 意見書案第4号 北海道教育委員会の「これからの高校づくりに関する指針(改定版)」を見直し全ての子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書について (否決)
1. 意見書案第5号 中東情勢を捉えた緊急対策に関する意見書について (原案可決)
1. 意見書案第6号 中東情勢の緊迫化に伴う原油・物価高騰及び資材不足に対する緊急対策を求める意見書について (否決)
1. 意見書案第7号 北海道新幹線の札幌延伸工事における談合疑惑の真相解明と事業計画の抜本的な見直しを求める意見書について (否決)
1. 意見書案第8号 沖縄県辺野古沖事故を巡る文部科学省の見解の撤回及び教育内容への不当な介入停止を求める意見書について (否決)
1. 意見書案第9号 有人国境離島地域に対する支援拡充及び特別措置法の改正・期限延長を求める意見書について (原案可決)
1. 意見書案第10号 地方財政の充実・強化に関する意見書について (原案可決)
1. 意見書案第11号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実強化を求める意見書について (原案可決)
1. 意見書案第12号 ドナーミルクの利用拡大を求める意見書について (原案可決)
1. 意見書案第13号 全てのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書について (原案可決)
1. 意見書案第14号 住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書について (原案可決)
1. 決議案第1号 米国、イスラエル及びイランの軍事行動の即時停止と外交による平和的解決を求める決議について (否決)
1. 花咲スポーツ公園・新アリーナ等再整備事業計画に関する調査特別委員会の設置について (動議) (可決)
1. 花咲スポーツ公園・新アリーナ等再整備事業計画に関する調査について (閉会中継調)
1. 発言の取消しについて (許可決定)
-

○議長（福居秀雄） ただいまから、開会いたします。

本日の出席議員は、ただいまのところ３３名であります。

よって、開議の定足数に達しましたので、これより休会前に引き続き会議を開きます。

○議長（福居秀雄） 本日の会議録署名議員には、８番植木だいすけ議員、２１番えびな安信議員の両議員を指名いたします。

○議長（福居秀雄） ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（林上敦裕） 御報告申し上げます。

まず、欠席議員について、本日の会議に、２４番佐藤議員から欠席する旨の届出があります。

次に、議事日程について、本日の議事日程は休会前の続行であります。さらに、御配付申し上げております議事日程追加表のとおり、本日の議事に追加をいたします。

なお、その朗読は省略いたします。

次に、請願・陳情議案の取下げについて、子育て文教常任委員会に付託をいたしました陳情第５５号につきましては、御配付申し上げております請願・陳情議案取下表のとおり、提出者の取り下げたい旨の申出を受け、付託先の委員会での手続を終えたことから、申出どおり扱うことといたします。

以上。

○議長（福居秀雄） それでは、これより本日の議事に入ります。

ここで、お諮りいたします。

この際、日程の一部を変更し、日程第２及び第９の議案第１号ないし議案第１０５号及び議案第１０７号の以上１０６件を一括して議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定し、日程第２及び日程第９の議案第１号ないし議案第１０５号及び議案第１０７号の令和８年度旭川市各会計補正予算とこれに関連を有する議案及び単独議案の以上１０６件を一括して議題といたします。

本案につきましては、いずれも補正予算等審査特別委員会にその審査を付託した案件であります。が、本特別委員会委員長から審査結果の報告書が議長宛て提出されておりますので、これより本特別委員会委員長の口頭報告を求めることにいたします。

補正予算等審査特別委員会

委員長 ３０番 中村のりゆき議員。

○中村のりゆき議員（登壇） 本特別委員会に付託を受けておりました議案第１号ないし議案第１０５号及び議案第１０７号の令和８年度旭川市各会計補正予算とこれに関連を有する議案及び単独議案の以上１０６件につきまして、その審査経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、審査経過であります。本特別委員会は、6月24日から26日までの間、委員会を3回開催し、理事者に対し、審査に必要な資料の提出を求めながら、付託議案に対する質疑のみをまず先に行い、さらに、一切の質疑が終了した後、各会派1名による代表者会議において結論の取りまとめに当たるなど、その運営に努めてまいった次第であります。

審査過程における主な質疑項目につきましては、後日、御配付させていただき、直ちに付託議案に対する本特別委員会としての結論を申し上げたいと思います。

すなわち、議案第1号、令和8年度旭川市一般会計補正予算、議案第51号、廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定の以上2件につきましては、民主・市民連合の江川委員、日本共産党の中村みなこ委員、旭川市民連合の小林委員及び無所属の横山委員から、それぞれ反対である旨の討論があった後、採決に入り、議案第1号及び議案第51号の以上2件につきましては、起立採決の結果、起立少数をもって、いずれも否決すべきものと決定し、議案第2号ないし議案第50号、議案第52号ないし議案第100号及び議案第107号の以上104件につきましては、いずれも全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、極めて概括ではありますが、本特別委員会の審査経過と結果の報告を終わらせていただきます。（降壇）

○議長（福居秀雄） ここで、15番まじま議員外3名から、議案第1号令和8年度旭川市一般会計補正予算に対する修正案及び議案第51号廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案に対する修正案がそれぞれ提出されておりますので、ただいま議題となっております議案106件に併せて議題といたします。

本動議について、提出者の説明を求めます。

まじま議員。

○まじま隆英議員（登壇） 議案第1号令和8年度旭川市一般会計補正予算に対する修正案及び議案第51号旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案に対する修正案につきまして、関連がありますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

いずれも、提出者は、旭川市議会議員

敬称は略します。

まじま 隆 英 能 登 谷 繁

賛成者は、旭川市議会議員

中 村 み な こ 石 川 厚 子

以上、4名であります。

まず、

議案第1号令和8年度旭川市一般会計補正予算に対する修正案

議案第1号令和8年度旭川市一般会計補正予算の一部を次のように修正する。

補正予算書の第1条第1項中「542, 299千円」を「371, 636千円」に、「182, 342, 299千円」を「182, 171, 636千円」に修正する。

それに伴って、第1表 歳入歳出予算の一部を、「1 歳入」、「2 歳出」の表で示したとおり修正する。

次に、

議案第 5 1 号旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案に対する
修正案

議案第 5 1 号旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案の一部を次のように修正する。

別表第 1 の改正規定中、家庭廃棄物のうち燃やせるごみ及び燃やせないごみに係るごみ処理手数料の額について、改定の対象から除くよう修正する。

附則第 2 項第 2 号中「ごみ処理手数料」を「ごみ処理手数料（家庭廃棄物のうち燃やせるごみ及び燃やせないごみに係るものを除く。）」に修正する。

附則中第 5 項を削り、第 6 項を第 5 項とする。

以下、その趣旨について、簡潔に説明いたします。

議案第 1 号、令和 8 年度一般会計補正予算には、ごみ袋の金額を引き上げる補正予算が、議案第 5 1 号、旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案と一体的に計上されています。

物価高騰が続き、家計が最も苦しい今のタイミングで、市民にさらなる負担を強いることは見直すべきです。ごみ袋について、令和 9 年 4 月からの 1.5 倍という引上げ案は一旦立ち止まると同時に、議案第 1 号、令和 8 年度一般会計補正予算については、ごみ袋引上げに関わる予算を除いた修正案を提出いたします。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑終結と認めます。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次、発言を許します。

江川議員。

○江川あや議員（登壇） 議案第 1 号、旭川市一般会計補正予算について、議案第 5 1 号、旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、修正案に賛成し、原案に反対の立場で意見を述べます。

数年来、上がり続ける物価高の中、中東情勢の影響による急激な変化が直撃し、市民生活が厳しさを増している今だからこそ、市民に寄り添った市政運営が求められています。

生活に密に関わるごみ袋等の値上げは、経済情勢も鑑み、今回は踏みとどまるべきと考え、修正案に賛成し、原案に反対いたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） 次に、中村みなこ議員。

○中村みなこ議員（登壇） 日本共産党は、修正案に賛成し、議案第 1 号、令和 8 年度一般会計補正予算と議案第 5 1 号、旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定に反対します。

以下、簡潔にその理由を述べます。

議案第 5 1 号は、令和 9 年 4 月 1 日より、旭川市の指定ごみ袋を 1.5 倍に値上げしようとする

ものです。

現在のごみ袋は、平成１９年の有料化導入時にごみ減量を目的としていました。市内各地で住民説明会や出前講座を５００回余り開催し、丁寧に市民に理解を求めた経緯があります。

しかし、今回は、ほかの使用料、手数料と一律の扱いであり、パブリックコメントと数回の説明会のみで、市民合意が形成されているとは言えず、ごみ減量という本来の目的からも外れています。

ごみ袋は、全国の市や区では無料の自治体が４割、中核市では約７割が無料になっています。有料化している自治体の１リットル当たりの平均価格は１．１３円であり、現状でも旭川市と函館市が一番高い２円となっています。

生活必需品であり、全世帯、全市民が必要とするごみ袋の料金の値上げをほかの使用料、手数料と一律の扱いで押しつける市の姿勢は、負担の公平性を著しく欠いていると言わざるを得ません。

一般廃棄物の処理は、本来、自治体の責務であり、単純な受益者負担として考えるべきではありません。これほど広範かつ大規模な負担増を家計が最も苦しい今のタイミングで市民に強いることは、到底、理解できません。

なお、議案第１号、補正予算にも家庭ごみ処理費用適正化事業費が含まれているため、賛成するわけにはいきません。

以上、修正案に賛成し、議案第１号及び議案第５１号についての反対討論といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） 次に、植木議員。

○植木だいすけ議員（登壇） 私たち旭川市民連合は、議案第１号、旭川市一般会計補正予算について及び議案第５１号、旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案について反対し、修正案について賛成をいたします。

以下、理由を申し述べます。

私たちの会派は、当初予算要望並びに２０２６年第１回定例会での代表質問において、使用料、手数料の見直しについては、一律の基準による改定ではなく、まちの将来ビジョンに照らした慎重な検討をするよう求めてきました。また、今回も、補正予算特別委員会における質疑を通して、改定の延期及び見直しを求めてまいりました。

使用料、手数料の改定に当たっては、「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針に基づく一律の改定ではなく、激変する社会情勢やまちの将来ビジョンを踏まえた柔軟かつ慎重な検討が求められると考えます。同時に、市民サービスの目的や性質に応じて、受益者負担の原則をどこまで適用すべきか、あるいは、対象となるコストの範囲をどう設定すべきかについて、本質的な議論が不可欠です。

特に、今回のごみ処理手数料の改定については、その根拠法である廃棄物処理法の目的に鑑みれば、コストの増加分を手数料価格へ過度に転嫁することは適切ではなく、市税収入をはじめとする市全体の予算枠の中から財源を捻出すべきだと考えます。

所得の多寡にかかわらず、生活を営む上で一定量の排出を避けられないごみの処理手数料改定は、低所得者世帯や年金受給者世帯などに対して、より深刻な経済的負担を強いるものです。これは、長引く物価高騰の中で強く叫ばれている生活者支援に逆行するものと言わざるを得ません。

さらに、手数料負担の増によって不適正排出が増加すれば、同法が掲げる生活環境の保全及び公衆衛生の向上という本来の目的をも脅かすおそれがあります。

以上のことから、市民生活を守る観点、そして、法の趣旨に鑑み、当該議案には反対し、また、修正案について賛成をいたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） 次に、横山議員。

○横山啓一議員（登壇） 議案第1号、令和8年度旭川市一般会計補正予算について、議案第51号、旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、両議案について反対の立場で、また、修正案については賛成の立場で、意見を述べます。

補正予算等審査特別委員会で行われた議論を通して、議案第10号、旭川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてほかで提案された各種使用料、手数料の見直しについては、広範な改定項目、内容に及んでおり、各種説明会等においても、改定額の算定根拠などについて十分な説明が行われていないことなども明らかになりました。そのせいもあって、パブリックコメントに多くの意見が集まるなど、市民からは改定に関わる疑念や反対の声が上がっているものと考えられます。

サービスの提供に必要なコスト増などで一定程度的見直しが急がれることについては理解できるものであり、決定後、さらに丁寧な説明、周知の機会を設けることを条件に、総論では賛成をしたいと思います。

しかし、指定ごみ袋の手数料改定については、全ての市民、世帯にその影響が及ぶもので、負担感の大きさは改定金額以上であると市民には受け止められています。

ほかの見直し同様、どこかでコスト増等を反映させる判断をしなければならないことは理解できるものですが、一方で、現行の指定ごみ袋の使用については、昨日6月29日から臨時的措置を2か月間行うこととなっています。

中東情勢に起因するナフサ不足などの影響がいつまで続くのか、果たして2か月で終息するのか、現段階では不透明です。せめて、今後の見通しが一定程度明らかになるまで、来年4月1日からの改定施行を留保し、施行日を改めて設けることはできないかと提案もしましたが、残念ながら受け入れられませんでした。

このまま改定を実施すれば、市行政に対する市民の信頼が損なわれると判断し、議案第51号については反対します。

また、議案第1号で提案された一般会計補正予算には、家庭ごみ処理費用適正化事業費として1億7千万円余りが計上されています。これには、処理手数料改定後、使用のごみ袋製造に関わる予算が含まれることから、第1号についても同様の理由で反対します。

あわせて、両議案の修正案については、同趣旨の理由をもって賛成いたします。

以上です。（降壇）

○議長（福居秀雄） 以上で、通告による討論は終わりました。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

採決は、分割により行います。

まず、15番まじま議員外3名から提出されております議案第1号令和8年度旭川市一般会計補正予算に対する修正案及び議案第51号廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案に対する修正案の以上2件について、電子表決システムにより採決いたします。

お諮りいたします。

本動議に賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。
押し間違いはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） なしと認め、確定いたします。

（議場内モニターに採決結果を表示）

○議長（福居秀雄） 賛成少数であります。

よって、本動議は、いずれも否決されました。

次に、修正案の原案であります議案第1号及び議案第51号の令和8年度旭川市一般会計補正予算、廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定の以上2件について、電子表決システムにより採決いたします。

本案に対する委員長報告は、いずれも否決でありますので、原案について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、いずれも原案どおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） なしと認め、確定いたします。

（議場内モニターに採決結果を表示）

○議長（福居秀雄） 賛成多数であります。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第2号ないし議案第50号、議案第52号ないし議案第105号及び議案第107号の以上104件について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、いずれも原案どおり可決であります。

お諮りいたします。

本案については、いずれも委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、いずれも委員長報告のとおり決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第3、議案第106号、市道路線の廃止についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第４、報告第１号、令和７年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御発言がなければ、以上で理事者からの報告を終わります。

○議長（福居秀雄） 日程第５、報告第２号、令和７年度旭川市水道事業会計予算の予算繰越しの報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御発言がなければ、以上で理事者からの報告を終わります。

○議長（福居秀雄） 日程第６、報告第３号、令和７年度旭川市下水道事業会計予算の予算繰越しの報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御発言がなければ、以上で理事者からの報告を終わります。

○議長（福居秀雄） 日程第７、報告第４号、専決処分の報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御発言がなければ、以上で理事者からの報告を終わります。

○議長（福居秀雄） 日程第１０、議案第１０８号、旭川市公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

市長。

○市長（今津寛介） 議案第１０８号、旭川市公平委員会委員の選任につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

旭川市公平委員会委員東郷明子氏は、本年７月２２日をもって任期満了となりますので、同氏を再度選任いたしたく、議会の同意を得ようとするものでございます。

東郷明子氏は、昭和５０年３月、フェリス女学院大学文学部を卒業され、現在は、旭川ケーブル

テレビ株式会社取締役をされる傍ら、旭川女性会議会長、旭川簡易裁判所民事調停委員として活躍されている方でございます。

東郷氏は、人事行政に関し、豊かな識見を有されており、かつ、人格も高潔な方であることから、本市の公平委員会委員として適任であると考えますので、何とぞ同氏の選任につきまして御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

本案については、原案どおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり同意することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第１１、議案第１０９号、旭川市農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

市長。

○市長（今津寛介） 議案第１０９号、旭川市農業委員会委員の任命につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

農業委員会委員は、本年７月２９日をもって任期満了となりますので、その後任の委員を任命いたしたく、議会の同意を得ようとするものでございます。

荒井尚美氏ほか２５名の方々は、それぞれ農業者として、地域農業の振興のため、様々な分野で御活躍されている方々でございます。

また、松原朗氏は、農業共済組合に長年勤務され、現在は保護司として御活躍されている方でございます。

ただいま申し上げました２７名の方々は、農業に関し、豊かな識見を有されており、本市の農業委員会委員として適任であると考えますので、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

本案については、原案どおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり同意することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第１２、請願・陳情議案の審査結果報告についてを議題といたします。

本案は、日程第１２付表のとおり、総務、民生、経済建設、子育て文教各常任委員会委員長から審査結果の報告書が議長宛て提出されておりますので、これより各常任委員会委員長の報告を求めることにいたします。

総務常任委員会

委員長 ２２番 高橋ひでとし議員。

○高橋ひでとし議員（登壇） 総務常任委員会に付託を受けておりました請願・陳情議案のうち、結論を得たものにつきまして御報告申し上げます。

まず、陳情第２２号、旭川市特別会計における消費税の申告・納付状況について調査・公表を求めることについてであります。各特別会計は、監査委員による審査を経て決算書として既に公表していることなどから、願意に沿い難く、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情第２３号、旭川市及び周辺地域における外国人・外国法人による土地取得、特に森林・水源地に関する把握状況と対応方針についてであります。国土利用計画法に基づく土地の権利移転は北海道が所管していること、また、対応については国や北海道が行うべきであることから、願意に沿い難く、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、審査結果の報告を終わらせていただきます。（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長報告は、いずれも不採択であります。

お諮りいたします。

本案については、いずれも委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、いずれも総務常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、民生常任委員会

委員長 ３番 笠井議員。

○笠井まなみ議員（登壇） 民生常任委員会に付託を受けておりました請願・陳情議案のうち、結論を得たものにつきまして御報告申し上げます。

まず、陳情第２９号、旭川市特別会計における消費税の申告・納付状況について調査・公表を求めることについてであります。各特別会計は、監査委員による審査を経て決算書として既に公表していることなどから、願意に沿い難く、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情第３９号及び陳情第４１号ないし陳情第４３号、外国人介護士優遇政策の即時見直しと、日本人介護士の待遇改善を最優先とする制度改革を求めることについての以上４件であります。本市においては外国人介護従事者に対する特別優遇措置は行っていないこと、また、処遇改善については従事者の国籍を問わず必要であることから、願意に沿い難く、不採択とすべきものと決

定いたしました。

以上で、審査結果の報告を終わらせていただきます。（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長報告は、いずれも不採択であります。

お諮りいたします。

本案については、いずれも委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、いずれも民生常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、経済建設常任委員会

委員長 6 番 江川議員。

○江川あや議員（登壇） 経済建設常任委員会に付託を受けておりました請願・陳情議案のうち、結論を得たものにつきまして御報告申し上げます。

まず、陳情第 33 号、旭川市特別会計における消費税の申告・納付状況について調査・公表を求めることについてであります。各特別会計は、監査委員による審査を経て決算書として既に公表していることなどから、願意に沿い難く、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情第 34 号、旭川市及び周辺地域における外国人・外国法人による土地取得、特に森林・水源地に関する把握状況と対応方針についてであります。国土利用計画法に基づく土地の権利移転は北海道が所管していること、また、対応については国や北海道が行うべきであることから、願意に沿い難く、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、審査結果の報告を終わらせていただきます。（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長報告は、いずれも不採択であります。

お諮りいたします。

本案については、いずれも委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、いずれも経済建設常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、子育て文教常任委員会

委員長 18 番 塩尻議員。

○塩尻英明議員（登壇） 子育て文教常任委員会に付託を受けておりました請願・陳情議案のうち、結論を得たものにつきまして御報告申し上げます。

陳情第36号、旭川市特別会計における消費税の申告・納付状況について調査・公表を求めることについてであります。各特別会計は、監査委員による審査を経て決算書として既に公表していることから、願意に沿い難く、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、審査結果の報告を終わらせていただきます。（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長報告は、不採択であります。

お諮りいたします。

本案については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、子育て文教常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第13、請願・陳情議案の閉会中継続審査付託についてを議題といたします。

本案は、日程第13付表のとおり、総務、民生、経済建設、子育て文教各常任委員会委員長から、閉会中の継続審査に付されたいとの申出があります。

お諮りいたします。

本案については、いずれも各委員長の申出どおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、いずれも各委員長の申出どおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第14、意見書案第1号、自衛隊員の処遇改善及び退職自衛官の再就職促進に関する意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

沼崎議員。

○沼崎雅之議員（登壇） 意見書案第1号、自衛隊員の処遇改善及び退職自衛官の再就職促進に関する意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、旭川市議会議員

いしかわ	まさき	笠	井	まなみ	あ	べ	な	お
たけいし	よういち	石	川	まさゆき	沼	崎	雅	之
えびな	安信	高	橋	ひでとし	菅	原	範	明
松田	卓也	杉	山	允孝				

以上、11名であります。

自衛隊員の処遇改善及び退職自衛官の再就職促進に関する意見書

近年、各地各国で紛争が絶えず、世界的に不安定な情勢が続いている。東アジアにおいても例外ではなく、我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増している。

そのような中、自衛官の要員不足は依然として深刻な状況にあり、志願者数が少ないことに加え、中途退職者が一定数存在することも大きな課題である。人口減少という構造的要因に加え、安全保障環境の変化などの外的要因も影響していると考えられる。

また、自衛官の処遇、すなわち賃金が勤務環境の特殊性や課された制約に十分見合っているとは言いがたい面があること、24時間体制下での高い拘束性、若年定年制による将来設計の難しさ、幹部自衛官に多い転勤負担なども退職の一因と指摘されている。特に、士を始めとする若年層の退職が多いことは看過できない状況である。近年ますます複雑・高度化する防衛任務、災害対応任務等に的確に対応し、少子高齢化の進展の中で安定的に人材を確保していくためには、現役自衛隊員の処遇改善を着実に進めることが不可欠である。

加えて、退職後の将来に対する安心感を確保することも重要である。定年等により退職する自衛官は、厳格な規律意識、組織運営能力、高度な専門知識、危機管理能力を備えた極めて有為な人材である。これらの能力は、国や地方自治体の行政分野はもとより、民間企業を始めとする多様な分野において十分に発揮され得るものである。退職自衛官がその能力を社会の中で円滑に生かし、引き続き国民生活の安全と社会の安定に寄与できる環境を整えることが求められている。

自衛隊員が将来に希望と誇りを持って職務に専念できる環境を整えることは、我が国の防衛力・災害対応力を安定的に維持・強化する上で極めて重要である。

よって、国においては、次の事項について強く要望する。

- 1 自衛隊員の給与、休日、住居、福利厚生等を含む処遇の更なる改善を図ること。
- 2 自衛隊の人材確保及び人材定着を目的とした継続的かつ実効性ある施策を推進すること。
- 3 退職自衛官の円滑な再就職を促進するため、必要な制度の充実及び再就職支援体制の整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑終結と認めます。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

まじま議員。

○まじま隆英議員（登壇） ただいま提案されました意見書案に対し、反対の立場から討論を行います。

現在、自衛隊において、定員割れが続き、中途退職者が増加していることは、防衛省にとっても極めて深刻な事態です。

政府は、過去に例のない30を超える手当等の新設、金額の引上げなど、かつてない処遇改善を進めていますが、一向に事態は解消していません。

2022年に行われた自衛隊・防衛問題に関する世論調査では、自衛隊に対し、国民はよい印象を持っているが9割を超えています。それにもかかわらず、応募が少ないのはなぜか。人口減に加え、次々と発覚したセクハラ、暴力など、ハラスメントが影響を与えるのは明らかなです。同時に、戦争という自衛隊ならではの問題を直視すべきです。

本意見書案に反対する最大の理由は、定員割れの根本的な原因が単なる給与や手当の問題ではなく、政府が進める戦争国家づくりと組織内に横行するハラスメントと隠蔽体質にあるにもかかわらず、その本質的な問題に触れていないからです。

反対の第1の理由は、安保法制や安保3文書による任務の変質と危険性の増大です。

自衛官の応募者数は2015年度に大きく減少しました。これは、米軍のあらゆる戦争に参戦可能となる安保法制が強行され、海外での武力行使の危険が現実化したためです。さらに、2022年度から2023年度にかけても応募が大幅に減少していますが、これは、敵基地攻撃能力の保有などを盛り込んだ安保3文書が決定されたことが影響していると言えます。

専守防衛を踏み越える政策により、子どもが戦場に行くおそれがあると自衛隊を不安視する親が増加しています。実際、安保3文書が閣議決定された翌年、中途退職者数は過去最高を記録しました。若者や家族が戦争の危険を感じており、自衛隊から距離を置くのは当然のことではないかと考えます。

反対の第2の理由は、組織内に蔓延するハラスメントとその隠蔽体質です。

2022年、元女性自衛官が性暴力を告発したことで、自衛隊内にハラスメントが横行している実態が社会に広く知られることとなりました。

これを受けて防衛省が実施した特別防衛監察では、団員の申告が組織的に妨害され、申告者は全隊員の僅か0.6%にとどまる中で、調査が強制的に終了させられた。また、2023年8月の結果報告では、ハラスメント被害の申出が1千325件もあったにもかかわらず、懲戒処分は僅か8件のみです。さらには、被害を申告した者の半数強が退職を強要された、言いがかりをつけられ処分されそうになったなど、不利益な扱いを受けたと回答しています。上官のパワハラが原因で自死に追い込まれる痛ましい事件も起きており、現職自衛官による国家賠償請求訴訟も相次いでいます。

このような旧態依然とした組織文化のままでは、幾ら手当を増やしても、人材の流出は止められません。

よって、自衛隊員の減少という事態に対し、その最大の要因である、命を危険にさらす戦争国家づくりやハラスメントの横行に一切触れていない本意見書案は、真の問題解決にはつながらないことを申し上げ、反対の討論といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） 以上で、通告による討論は終わりました。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

採決は、電子表決システムにより行います。

お諮りいたします。

本案について、原案どおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタン

を押してください。

押し間違いはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福居秀雄) なしと認め、確定いたします。

(議場内モニターに採決結果を表示)

○議長(福居秀雄) 賛成多数であります。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長(福居秀雄) 日程第15、意見書案第2号、2026年度北海道最低賃金改正等に関する意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

高橋紀博議員。

○高橋紀博議員(登壇) 意見書案第2号、2026年度北海道最低賃金改正等に関する意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、旭川市議会議員

敬称は略させていただきます。

江	川	あ	や	上	野	和	幸	植	木	だいすけ
小	林	ゆう	き	高	橋	紀	博	品	田	ときえ
塩	尻	英	明	高	木	ひろ	たか	高	見	一典
金	谷	美	奈子							

以上、10名であります。

2026年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

北海道最低賃金の引上げは、ワーキングプア(働く貧困層)解消のためのセーフティーネットの一つとして最も重要なものである。

道内の全労働者216万5,000人のうち、57万人を超える方が、2025年10月に65円引き上げた最低賃金の近傍水準で働いている状況であり、物価上昇の影響により、道内で働く方の暮らしは、近年の賃上げをもってしても実質賃金がマイナスとなっている現状では、生活が改善したと感じる人は少数であると考えられる。

労働基準法第2条では、労働条件の決定は労使が対等な立場で行うものと定められているが、現状では最低賃金の影響を受けやすい非正規労働者は、自身の労働条件の決定にほとんど関与することができない。

最低賃金の引上げ金額が小さければ物価上昇の影響を強く受け、その近傍水準で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、個人の消費行動及び北海道経済にも悪影響を与えかねない。

よって、政府においては、2026年度の北海道最低賃金の改正に当たり、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版及び経済財政運営と改革の基本方針2025で示されている、中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画に基づいた審議を行い、地域間格差についても是正を図ること。

- 2 賃金構造基本統計調査の北海道における短時間労働者の平均時間給や、民間の求人時間給などを参考として、最低賃金引き上げの審議を行うこと。
- 3 設定する最低賃金は、2で参考とした指標の時間給と同等の水準とすること。
- 4 賃上げの原資確保のため、公正取引を促すパートナーシップ構築宣言の宣言企業拡大を進めると同時に、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針を押し進め、最低賃金の大幅引き上げを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

お諮りいたします。

本案について、原案どおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） なしと認め、確定いたします。

（議場内モニターに採決結果を表示）

○議長（福居秀雄） 賛成多数であります。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第16、意見書案第3号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元など教育予算の確保・拡充と就学保障の充実を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

横山議員。

○横山啓一議員（登壇） 意見書案第3号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元など教育予算の確保・拡充と就学保障の充実を求める意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、旭川市議会議員

以下、敬称は略させていただきます。

横	山	啓	一	江	川	あ	や	上	野	和	幸
高	橋	紀	博	品	田	と	き	高	見	一	典
金	谷	美	奈	子							

以上、7名であります。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元など教育予算の確保・拡充と就学

保障の充実を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度である。この制度における国の負担率が2006年に2分の1から3分の1に変更された。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を2分の1へと復元することが重要である。

2025年1月に文部科学省が発表した就学援助実施状況等調査の結果では、要保護・準要保護率は、全国では子どもの7.3人に1人である13.66パーセント、北海道においては全国で7番目に高い5.7人に1人である17.59パーセントとなっており、依然として各家庭への負担が厳しい実態にある。

高校授業料無償化制度の所得制限は撤廃されたものの、奨学金制度を利用せざるを得ない子どもや経済的な理由で進学・就学を断念する子どもも増加している。2026年度文部科学省予算では、高校生等奨学給付金が年収270万円未満から490万円未満へと拡充された。また、給食費無償化についても小学校で実施される。今後も対象者や校種、補助金額などの更なる拡大が必要である。

子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超過勤務・多忙化解消は不可欠である。公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律が成立し、小学校に続き、2026年度から中学校においても段階的に35人以下学級が実現することになったが、高校については依然として検討にとどまっている。2026年度文部科学省予算において教職員定数改善は、中学校においては35人学級を段階的に進めるために5,580人の増、小学校においては教科担任制拡大に向けた990人など7,596人の増にとどまっている。現場が求める授業準備の確保や持ちコマ数軽減、高校への当面35人学級拡大など更なる改善が必要である。

さらに、小中学校の不登校児童生徒が11年連続で増加し、過去最高を記録している。その一因として、この間の学習指導要領改訂の度、内容及び教科書のページ数が増加したことが子どもたちに過度な負担を与えていると指摘されている。子どもたちの負担を軽減し、学校を豊かな学びの場とするためには、学習指導要領の内容や標準授業時数を見直し、カリキュラム・オーバーロードの早期改善を図る必要がある。

よって、国においては、教育予算の確保・拡充と就学保障の充実を図るよう、次の事項について要望する。

- 1 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とすること。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面は、義務教育費国庫負担金の負担率を2分の1に復元すること。
- 2 給食費（中学校）、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消や、図書費などについて国において十分な確保・拡充を行うこと。
- 3 就学援助制度・奨学金制度の更なる拡充など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保・拡充を図ること。
- 4 小中高30人以下学級の早期実現に向けて、国が定める学級編制の標準を順次改定すること。当面は、高校を35人以下学級とすること。また、増加し続ける不登校やいじめ、自死など子どもたちを巡る深刻な課題を解決するため、教職員定数改善や加配教員増員を図るとともに、教

頭・養護教諭・事務職員・栄養教諭の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図ること。

5 子どもたちの豊かな学びを保障するため、学習指導要領の内容及び標準授業時数を見直し、カリキュラム・オーバーロードの早期改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

お諮りいたします。

本案について、原案どおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） なしと認め、確定いたします。

（議場内モニターに採決結果を表示）

○議長（福居秀雄） 賛成少数であります。

よって、本案は、否決されました。

○議長（福居秀雄） 日程第17、意見書案第4号、北海道教育委員会の「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」を見直し全ての子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

江川議員。

○江川あや議員（登壇） 意見書案第4号、北海道教育委員会の「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」を見直し全ての子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、旭川市議会議員

敬称は略しますが、

横	山	啓	一	江	川	あ	や	上	野	和	幸
高	橋	紀	博	品	田	と	き	高	見	一	典
金	谷	美	奈	子							

以上、7名であります。

北海道教育委員会の「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」を見直し全ての子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書

北海道教育委員会は、2023年3月に「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」を策

定し、公立高等学校配置計画を進めてきた。毎年度、中学校卒業生数減などを理由に高校の募集停止や再編・統合、間口削減を行ってきたことにより、道内では公立高校の統廃合が進み、公立高校のない市町村が2026年4月現在で55となった。当該指針（改定版）には、1学年4～8学級とした学校規模の基準明示が削除となったものの、5月1日現在の第1学年の在籍者数が2年連続で20人未満、地域連携校等では10人未満の場合に再編整備の検討対象とするとした配置の基本的な考え方により、2028年度高校配置計画において美瑛高校の募集停止が公表されるなど、今後も高校数が減少していく見通しである。

また、2026年度からは私立高校授業料が年間45万7,200円と上限額はあるものの実質無償化となった。国に先行して既に私立高校の無償化を実施している自治体では、中学受験の過熱化や公立高校の定員割れとそれに伴う統廃合、私立高校の授業料値上げが結果として生じており、北海道においても公立高校の定員割れが見られる一方で、大学附属校や私立進学校などで定員オーバーとなった。

地域の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担が増大するとともに、保護者の経済的負担が大きくなっている。また、子どもの進学を機に地元を離れる家庭もあり、過疎化が進み、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力をそぐこととなっている。

多くの市町村は、通学費や制服代、教科書代の補助や給食提供などの財政措置のほか、やむなく市町村立へ移管とするなど、地域の高校存続に向けた努力をしている。しかし、本来こうしたことは北海道教育委員会が行うべきであり、後期中等教育を全ての子どもたちに等しく保障する教育行政としての責任を各自治体に転嫁していると言わざるを得ない。また、各地域や学校の特色ある取組により新入学生が増加しても、既に計画された募集停止が撤回されないなど地域の声が反映されておらず、また、募集停止決定後、在校生の退学や転校が進むなど、このままでは、都市部への一極集中や地方の切捨てなど地域間格差が増大し、北海道全体の衰退につながることは明らかである。

北海道教育委員会は、広大な北海道の実情に鑑み、中学校卒業生数の減少期だからこそ少人数でも運営できる学校形態を確立する、学級定数の改善を行うなど、地域の高校存続を基本に、希望する全ての子どもに豊かな後期中等教育を保障していくべきである。そのためには、地域や子どもの意見、要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな高校配置計画、高校教育制度を創り出していくことが必要である。

よって、北海道及び北海道教育委員会においては、次の事項を実現するよう要望する。

- 1 北海道教育委員会の「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」を見直し、地域の教育や文化、経済や産業など地域の衰退を招かないため、少人数でも運営できる学校形態を確立し、地域の高校を存続させること。
- 2 全ての公立高校の学級定員を30人以下に引き下げること。
- 3 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、遠距離通学費等補助制度の5年間の年限を撤廃すること。
- 4 障がいの有無にかかわらず、希望する全ての子どもが地域の高校で学ぶことができる後期中等教育を保障するため、地域合同総合高校の設置など、豊かな高等教育を実現するため検討を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

お諮りいたします。

本案について、原案どおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） なしと認め、確定いたします。

（議場内モニターに採決結果を表示）

○議長（福居秀雄） 賛成少数であります。

よって、本案は、否決されました。

○議長（福居秀雄） 日程第18、意見書案第5号、中東情勢を捉えた緊急対策に関する意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

上野議員。

○上野和幸議員（登壇） 意見書案第5号、中東情勢を捉えた緊急対策に関する意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、旭川市議会議員

江	川	あ	や	上	野	和	幸	高	橋	紀	博		
品	田	と	き	え	高	見	一	典	金	谷	美	奈	子

以上、6名であります。

中東情勢を捉えた緊急対策に関する意見書

2026年2月以降、中東地域における武力衝突の激化など、事態の解決への道筋は見えていない。

石油資源の多くを中東に依存する我が国にとって、この地域の不安定化は原油価格の高騰やナフサ等の石油関連製品の供給不足を招く死活的な問題であり、本市においても、市民の日常生活のほか、農業や製造業などの中小企業の経済活動に極めて深刻な影響を及ぼす重大問題となっている。

よって、国においては、次の事項について早急な措置を講ずるよう強く求める。

- 1 ナフサ等の石油関連製品の供給状況など、正確な情報を自治体へ提供すること。
- 2 石油及び関連製品等の安定供給に万全を期すとともに、原油価格高騰の影響を強く受ける事業者への支援に対する機動的な財政措置を講ずること。
- 3 昨今の物価高に加えて中東情勢の影響を強く受ける市民生活や地域経済を守るため、地方交付

金の活用等を含めた機動的な財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

お諮りいたします。

本案について、原案どおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） なしと認め、確定いたします。

（議場内モニターに採決結果を表示）

○議長（福居秀雄） 賛成多数であります。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第19、意見書案第6号、中東情勢の緊迫化に伴う原油・物価高騰及び資材不足に対する緊急対策を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

まじま議員。

○まじま隆英議員（登壇） 意見書案第6号、中東情勢の緊迫化に伴う原油・物価高騰及び資材不足に対する緊急対策を求める意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、旭川市議会議員

敬称は略しますが、

中 村 み な こ ま じ ま 隆 英 石 川 厚 子
能 登 谷 繁

以上、4名であります。

中東情勢の緊迫化に伴う原油・物価高騰及び資材不足に対する緊急対策を求める意見書

2026年2月末のイランへの軍事攻撃以降、緊迫化が続く中東情勢は、世界的なエネルギーショックとサプライチェーンの深刻な寸断を引き起こし、我が国経済、とりわけ地方の国民生活や地域経済に深刻な打撃を与え続けている。特に、原油価格の高騰は、ガソリン・灯油価格、電気・ガス料金の再高騰を招き、市民生活を困窮させている。そればかりか、価格転嫁が困難な中小業者や小規模事業者の営業を直撃しており、倒産や廃業の危機が目前に迫っている。

さらに深刻なのは、石油由来製品を始めとする資材不足と流通の停滞である。建築・塗装現場等ではシンナー等の製造資材が入荷せず、工事の完了や代金回収ができない事態が生じており、地元の小規模事業者は実質的な売上ゼロの危機に瀕している。また、市民の命を守る医療・福祉現場に

においても事態は極めて深刻である。ディスポ（使い捨て）製品や医療用グローブ等の衛生資材の不足・価格高騰が著しく、安全な医療提供の継続そのものが危ぶまれるという、国民の生命に関わる異常事態を招いている。

地方の中小業者や市民の暮らし、地域医療の現場は既に自助努力の限界をはるかに超えており、一刻の猶予も許されない。

よって、国においては、事態の重大性を深く認識し、国民生活、地域経済及び地域医療の崩壊を防止するため、次の事項について緊急かつ実効性のある措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 原油・エネルギー価格高騰対策を抜本的に強化すること。については、ガソリン、灯油、重油等の燃料代及び電気・ガス料金の負担軽減に向け、国の激変緩和措置を大幅に拡充・継続し、エネルギー供給の安定化に向けた対応を確立すること。
- 2 サプライチェーンの混乱による資材不足への緊急支援を行うこと。については、医療・福祉現場で不可欠なディスポ製品やグローブ、産業現場での原材料・製造資材等の深刻な不足を解消するため、国主導による実効性のある対策を講ずること。
- 3 中小業者・小規模事業者への事業継続に向け、直接支援を行うこと。については、緊急の持続化給付金・事業継続補助金の創設を始め、融資の利子補給拡充、税や社会保険料の減免措置の拡大など、経営と雇用を維持する等の財政支援を行うこと。
- 4 医療機関・社会福祉施設等への緊急財政出動と物資確保を行うこと。については、衛生資材の不足や物価高騰に直面しながらも、診療やケアの継続を余儀なくされている医療機関や介護・福祉施設に対し、地域医療の機能不全を防ぐための緊急の物資確保支援及び価格高騰分を補填する直接的な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

お諮りいたします。

本案について、原案どおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） なしと認め、確定いたします。

（議場内モニターに採決結果を表示）

○議長（福居秀雄） 賛成少数であります。

よって、本案は、否決されました。

○議長（福居秀雄） 日程第20、意見書案第7号、北海道新幹線の札幌延伸工事における談合疑

惑の真相解明と事業計画の抜本的な見直しを求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

中村みなこ議員。

○中村みなこ議員（登壇） 意見書案第7号、北海道新幹線の札幌延伸工事における談合疑惑の真相解明と事業計画の抜本的な見直しを求める意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、旭川市議会議員

中 村 み な こ ま じ ま 隆 英 石 川 厚 子
能 登 谷 繁

以上、4名であります。

北海道新幹線の札幌延伸工事における談合疑惑の真相解明と事業計画の抜本的な見直しを
求める意見書

現在進められている北海道新幹線の札幌延伸工事において、レール敷設工事等を巡る談合の疑惑が浮上している。巨額の事業費が投入される公共事業において、一部の企業による不正な利益誘導が行われていたとすれば、国民の信頼を根底から裏切るものであり、断じて容認することはできない。

これまで、北海道新幹線の札幌延伸については、当初計画から数千億円規模の建設費の増額が見込まれている上に、トンネル掘削に伴う自然環境への影響や、並行在来線の経営分離による地域住民の移動手段の喪失など、数多くの重大な懸念が指摘されてきた。また、今年4月、財務省は、事業の費用対効果を示す費用便益比が、採算性の目安となる1を下回るとの試算を公表した。国土交通省の基準に照らすとプロジェクトを中止すべき水準と指摘している。

今回の談合疑惑は、十分な国民的議論を経ないまま突き進んできた巨大開発計画の不透明さを象徴するものである。こうした疑惑を抱えたまま、多額の税金を投じて工事を強行することは、北海道民の理解を得られるものではない。政府は、第三者による徹底的な調査を行い、全容を解明することが不可欠である。さらに、これを機に、将来にわたる莫大な財政負担や地域交通の在り方について正確な情報開示を行い、工事の凍結や中止という選択肢も排除することなく、北海道民参加の下で全道的な議論を直ちに行うべきである。

よって、国及び北海道においては、次の事項の実現を強く求める。

- 1 北海道新幹線の札幌延伸に関するレール敷設工事等における談合疑惑について、第三者機関を交えた徹底的な調査を行い、事実関係を速やかに公表すること。また、談合疑惑の真相解明を行い、再発防止策を確立すること。
- 2 膨張し続ける建設費や地域交通への深刻な影響を踏まえ、北海道民に対してこれまでの経緯と今後の見通しに関する徹底した情報開示を行うこと。全道的な議論を行う場を国と北海道が責任を持って設けること。また、事業計画の抜本的な見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

お諮りいたします。

本案について、原案どおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） なしと認め、確定いたします。

（議場内モニターに採決結果を表示）

○議長（福居秀雄） 賛成少数であります。

よって、本案は、否決されました。

○議長（福居秀雄） 日程第21、意見書案第8号、沖縄県辺野古沖事故を巡る文部科学省の見解の撤回及び教育内容への不当な介入停止を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

石川厚子議員。

○石川厚子議員（登壇） 意見書案第8号、沖縄県辺野古沖事故を巡る文部科学省の見解の撤回及び教育内容への不当な介入停止を求める意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、旭川市議会議員

中 村 み な こ ま じ ま 隆 英 石 川 厚 子
能 登 谷 繁

以上、4名であります。

沖縄県辺野古沖事故を巡る文部科学省の見解の撤回及び教育内容への不当な介入停止を求める意見書

沖縄県名護市辺野古沖において発生した小型船転覆事故により、研修旅行中であった生徒を含む2名の尊い命が失われた。学校において生徒の生命を守る安全配慮義務の徹底は何よりも優先されるべきであり、下見の未実施や乗船前の安全指導の欠如など、校外活動の安全管理上のずさんな問題については厳しく是正されなければならない。

文部科学省は本事故の直後、当該校の研修旅行における平和学習を捉え、教育基本法第14条第2項に違反するとの見解を示した。これは、教育の本質を揺るがす深刻な問題である。1947年の教育基本法施行以来、個別学校の教育内容に対して国が同法違反を認定したのは初めての前例なき事態であり、教育の自主性を脅かす極めて異例な権力介入と言わざるを得ない。政府がすべきことは、事故を政治的に利用して教育内容に介入することではなく、校外活動の確実な安全確保を図ることである。

よって、政府においては、教育の自主性及び自由な平和教育・主権者教育を保障すべきであり、文部科学省の見解の撤回及び教育内容への不当な介入の停止を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

お諮りいたします。

本案について、原案どおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） なしと認め、確定いたします。

（議場内モニターに採決結果を表示）

○議長（福居秀雄） 賛成少数であります。

よって、本案は、否決されました。

○議長（福居秀雄） 日程第２２、意見書案第９号、有人国境離島地域に対する支援拡充及び特別措置法の改正・期限延長を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

笠井議員。

○笠井まなみ議員（登壇） 意見書案第９号、有人国境離島地域に対する支援拡充及び特別措置法の改正・期限延長を求める意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、旭川市議会議員

いしかわ	まさき	笠	井	まなみ	あ	べ	な	お
たけいし	よういち	石	川	まさゆき	沼	崎	雅	之
えびな	安信	高	橋	ひでとし	菅	原	範	明
松田	卓也	杉	山	允孝				

以上、１１名であります。

有人国境離島地域に対する支援拡充及び特別措置法の改正・期限延長を求める意見書

特定有人国境離島地域においては、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（以下「有人国境離島法」という。）が、平成２９年４月１日から施行され、我が国の領海、排他的経済水域等の保全などに重要な役割を担ってきた。同時に、有人国境離島法に基づく施策を推進するための交付金制度の活用により、その恩恵が享受されているところであるが、有人国境離島を取り巻く環境は、人口減少、高齢化の進展等により、依然として厳しい状況にあり、ぜい弱な医療提供体制や産業基盤、生活環境等といった課題が山積しており、持続可能な有人離島地域の実現に向けた取組が必要となっている。

このため、雇用機会の拡充や離島航路・航空路運賃、物資の輸送費用の低廉化等に向けた対策の充実が求められており、引き続き国による特別の措置を講ずる必要がある。

よって、国においては、令和８年度末に法期限を迎える有人国境離島法について、地域の実情や

要望を反映した内容に改正の上、期限を延長することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第23、意見書案第10号、地方財政の充実・強化に関する意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

植木議員。

○植木だいすけ議員（登壇） 意見書案第10号、地方財政の充実・強化に関する意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、旭川市議会議員

敬称を略します。

江	川	あ	や	上	野	和	幸	植	木	だいすけ
小	林	ゆう	き	高	橋	紀	博	品	田	ときえ
塩	尻	英	明	高	木	ひろ	たか	高	見	一典
金	谷	美	奈子							

以上、10名であります。

地方財政の充実・強化に関する意見書

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に対応した社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められている。加えて、多発化する大規模災害への対応も求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化している。

政府はこれまで、骨太方針に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきた。しかし、物価高騰や資材・労務費の上昇による行政コストの増大、さらには、慢性的な人員不足を踏まえると、今後も引き続き一般財源総額の確保が求められる。

2026年度の地方財政計画は、物価高や人件費の増大に対応する内容となっているが、2027年度の政府予算及び地方財政の検討に当たっても、物価高騰や賃金上昇に伴う行政コストの増大を的確に反映し、社会全体で求められている賃上げ基調と相応する人件費の確保を始め、一般財源

総額の更なる充実が図られる地方財政を実現することが必要である。

よって、政府においては、次の事項の実現を求める。

- 1 社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、教育の無償化、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、引き続くインフレや円安、原油高による行財政の悪化によって地方の公共サービスに格差が生じないように、これらを支える人材の確保に必要な人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。
- 2 子育て対策、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充を図ること。加えて、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講ずること。
- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなど、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。加えて、更なる地方の財源確保に向けて、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
- 4 政府として減税政策を検討する際は、地方財政を毀損することがないように、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。
- 5 地方創生推進費として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。
- 6 地域公共サービスを担う人材の確保のため、2027年度の給与改定に備え、十分な給与改定費等を措置すること。また、会計年度任用職員の更なる処遇改善のため、十分な財政措置を講ずること。
- 7 自治体業務システムの標準化・共通化については、システム移行によって増額した各種経費について、国の責任において必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における氏名の振り仮名の法制化や、マイナンバーカードを基盤とした健康保険証・運転免許証との機能統合、自治体のサイバーセキュリティ対策強化など、自治体DXに伴うシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
- 8 地域の活性化に向けて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、子ども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実を図ること。
- 9 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。
- 10 自治体が実施する事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、引き続き、必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第24、意見書案第11号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実強化を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

中野議員。

○中野ひろゆき議員（登壇） 意見書案第11号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実強化を求める意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、旭川市議会議員

植 木	だいすけ	小 林	ゆ う き	駒 木	お さ み
皆 川	ゆきたけ	塩 尻	英 明	高 木	ひろたか
中 野	ひろゆき	高 花	え い こ	中 村	のりゆき

以上、9名であります。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実強化を求める意見書

北海道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など、森林吸収源対策を積極的に推進する責務を負っている。

北海道では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

北海道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に貢献するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能の持続的な発揮に向けて、伐採後の着実な植林、適切な間伐、路網の整備や、国土強靱化実施中期計画に基づく防災・減災対策の推進について、物価や人件費の高騰も考慮し、必要な予算を十分に確保するとともに、森林の保全と適正な利用に向けた取組を進めること。
- 2 森林資源の循環利用を推進するため、優良種苗の安定供給、鳥獣害・病虫害など森林被害対策、AI技術やICT等を活用したスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木

造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う多様な人材の確保・育成などに必要な支援を充実強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第25、意見書案第12号、ドナーミルクの利用拡大を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

高花議員。

○高花えいこ議員（登壇） 意見書案第12号、ドナーミルクの利用拡大を求める意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、旭川市議会議員

駒	木	おさみ	皆	川	ゆきたけ	中	野	ひろゆき
高	花	えいこ	中	村	のりゆき			

以上、5名であります。

ドナーミルクの利用拡大を求める意見書

我が国では、出生時の体重が2,500グラム未満の低出生体重児が、約10人に1人の割合で生まれている。特に、医療的なケアや継続的な支援が必要とされる1,500グラム未満の極低出生体重児にとっては、感染症や合併症等のリスクを減らすため、出産後すぐに母乳を与えることが有効とされている。

しかし、早産や帝王切開など母体の健康状態等により、母親から十分な母乳が得られない場合があり、寄附された母乳であるドナーミルクを提供する母乳バンクの取組は極めて重要である。

現在、我が国では、一般社団法人日本母乳バンク協会と一般財団法人日本財団母乳バンクの2法人が国内3箇所の母乳バンク拠点の運営を担い、ドナーミルクを医療機関に提供しているが、法的な仕組みとしては位置付けられていない。また、ドナーミルクの使用に伴う費用等が実質的に医療機関の負担となっていることに加え、ドナー登録における事務処理等が登録施設の拡充を阻んでいると考えられる。

よって、国においては、低出生体重児等の命を守り、その健やかな成長を支える観点から、次の事項について所要の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 医療機関がドナーミルクを必要とする乳児に十分提供できるよう、ドナーミルクの法的位置付けを1日も早く明確化すること。
- 2 ドナーミルクを安定的に供給するため、母乳バンクの運営、ドナーミルクの殺菌処理及びドナー検査等に対する支援を行うこと。
- 3 ドナー登録者数を増やすため、産婦健康診査時や産後ケア等での周知機会の拡大を進めること。
- 4 ドナーミルクの重要性及び正しい知識について、医療現場及び国民に対し広く普及啓発を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第26、意見書案第13号、全てのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書についてを議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

駒木議員。

○駒木おさみ議員（登壇） 意見書案第13号、全てのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、旭川市議会議員

駒 木 お さ み	皆 川 ゆきたけ	中 野 ひろゆき
高 花 え い こ	中 村 のりゆき	

以上、5名であります。

全てのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書

近年、家族等の介護や世話を無償で担うケアラーの負担が深刻な社会問題となっている。ケアラーが抱える問題は、肉体的な疲弊にとどまらず、精神的な孤立、経済的な困窮、そして学びや就業の機会喪失など、人生のあらゆる局面に多大な影響を及ぼしている。そのような中、ヤングケアラーについては、法改正により、国及び地方公共団体による支援が法的に義務付けられたところである。

一方で、ケアラーは子どもに限られるものではなく、働きながら家族を介護するワーキングケアラー、育児と介護を同時に担うダブルケアラー、高齢の配偶者を支える高齢ケアラーなど、その実態は複雑・多様化しており、誰もが当事者となり得る状況にある。

国においても、経済財政運営と改革の基本方針2025において、年代や就労の有無を問わずケアラー支援の必要性が明記されたが、現在の取組は地方公共団体への支援にとどまり、ケアラー全体を対象とした包括的な法制度はいまだ整備されていない。

現在の支援は、介護、障害、子育てなどの制度も枠組みごとに分かれており、ケアラー本人への支援は十分とは言えず、地域や自治体によって支援内容にも差が生じている。

よって、国においては、全てのケアラーが個人の尊厳を保ち、社会から孤立することなく、安心して生活し、就労や学びなど社会参加を継続できるよう、次の事項について速やかに取り組むよう強く求める。

- 1 ヤングケアラーに限らず、全てのケアラーを対象として包括的な支援の基本理念を明確にすること。
- 2 ケアラーを支援するための実態把握、相談支援、情報提供、休息の確保等について、分野横断的に取り組む法的枠組みを整備すること。
- 3 地方公共団体が地域の実情に応じた支援を安定的に実施できるよう、必要な財政措置を講ずること。
- 4 ケアラー支援に関する国民の理解を深めるための普及啓発を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第27、意見書案第14号、住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

皆川議員。

○皆川ゆきたけ議員（登壇） 意見書案第14号、住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、旭川市議会議員

駒	木	おさみ	皆	川	ゆきたけ	中	野	ひろゆき
高	花	えいこ	中	村	のりゆき			

以上、5名であります。

住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書

住まいは社会保障の基盤であり、個人の尊厳を守るための不可欠な社会インフラである。しかしながら、長引く物価高騰や都市部を中心とした家賃相場の上昇は、低所得世帯や子育て世帯の家計を圧迫しており、過重な住宅費負担が生活困窮に拍車をかけている。また、単身高齢世帯の急増に伴い、賃貸住宅への入居拒否や孤独死への不安、老朽化した住まいの安全確保など、居住に関する課題は多岐にわたり、深刻化している。

現行の住居確保給付金や生活保護制度の住宅扶助も一定の役割を果たしているが、急激な社会情勢の変化や多様化する居住ニーズに十分対応しきれていないと言え難い。

よって、国においては、誰もが安心して住み続けられる社会の実現に向け、次の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

- 1 低所得世帯や子育て世帯を対象とした新たな住宅手当制度を創設すること。あわせて、既存の家賃補助制度の対象拡大と補助額の引上げを図ること。
- 2 居住支援法人等の活動を支援し、高齢者や子育て世帯への居住サポート住宅の整備や、孤独死への不安を解消するガイドラインの周知を推進すること。
- 3 高齢者の健康管理や遠隔見守りサービスを普及させるため、ＩｏＴ技術等を活用した次世代住宅の実用化を推進し、高齢期に備えた相談体制を整備すること。
- 4 ＵＲ賃貸住宅や公営住宅の空き住戸をＮＰＯ法人等に定期借家・低い家賃で貸し出す仕組みを全国に広げ、子育て世帯等への家賃減額や所得要件の緩和を行うこと。
- 5 生活保護の住宅扶助基準額を現行の家賃相場に見合う水準へ引き上げるとともに、地域差を踏まえた基準設定を可能とすること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第２８、決議案第１号、米国、イスラエル及びイランの軍事行動の即時停止と外交による平和的解決を求める決議についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

能登谷議員。

○能登谷 繁議員（登壇） 決議案第１号、米国、イスラエル及びイランの軍事行動の即時停止と外交による平和的解決を求める決議につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、旭川市議会議員

敬称を略しますが、

中 村 み な こ ま じ ま 隆 英 石 川 厚 子
能 登 谷 繁

以上、4名であります。

米国、イスラエル及びイランの軍事行動の即時停止と外交による平和的解決を求める決議

米国及びイスラエルがイランへの攻撃を開始してから約3か月が経過したが、中東地域における軍事衝突が続いている。米国とイスラエルによる先制攻撃は、国連憲章や国際法を無視した暴挙であり、イランの小学校への空爆によって授業中であった多くの児童が犠牲になるなど、多くの民間人が殺害されている。

イラン政府による自国民への弾圧は、国際人権法上許されない。しかし、軍事介入によって他国の政治体制を変更しようとすることは、国家主権と内政不干渉の原則に反し、これが認められれば、国際秩序は根底から崩壊してしまう。

また、イランへの攻撃の激化は世界の平和と安定を脅かすだけでなく、エネルギー供給や資材不足、物価高騰などを通じて、建設、医療、運輸、農業、漁業など多岐に渡る分野への影響が生じ、日本国内の市民生活にも重大な影響を及ぼしている。

今、求められているのは、軍事力ではなく対話と外交による一刻も早い平和的解決である。

よって、本市議会は、これ以上の犠牲を防ぐため、米国、イスラエル及びイランの軍事行動の即時停止と外交による平和的解決を強く求める。

以上、決議する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

お諮りいたします。

本案について、原案どおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） なしと認め、確定いたします。

（議場内モニターに採決結果を表示）

○議長（福居秀雄） 賛成少数であります。

よって、本案は、否決されました。

○議長（福居秀雄） 日程第29、花咲スポーツ公園・新アリーナ等再整備事業計画に関する調査特別委員会の設置についての動議を議題といたします。

本案は、1番横山議員外14名から動議で提出されたものであります。

本動議について、提出者の説明を求めます。

高木議員。

○高木ひろたか議員（登壇） 花咲スポーツ公園・新アリーナ等再整備事業計画に関する調査特別委員会の設置の動議につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、旭川市議会議員

敬称は略します。

横	山	啓	一	中	村	み	な	こ	江	川	あ	や
上	野	和	幸	植	木	だい	す	け	小	林	ゆ	う
ま	じ	ま	隆	英	高	橋	紀	博	品	田	と	き
塩	尻	英	明	高	木	ひろ	た	か	石	川	厚	子
能	登	谷	繁	高	見	一	典		金	谷	美	奈
											子	

以上、15名であります。

本市議会は、花咲スポーツ公園再整備事業及びこれに関連する事業に関して、次のとおり特別委員会を設置して、その調査を付託するものとする。

- 1 名称、花咲スポーツ公園・新アリーナ等再整備事業計画に関する調査特別委員会。
- 2 定数、15人。
- 3 目的、花咲スポーツ公園再整備事業及びこれに関連する事業に関する調査を行うものとする。
- 4 期間、調査終了時までとし、閉会中の継続調査に付するものとする。
- 5 費用、必要に応じ、議長の承認を経て支出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

お諮りいたします。

本動議に賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） なしと認め、確定いたします。

（議場内モニターに採決結果を表示）

○議長（福居秀雄） 賛成多数であります。

よって、本動議のとおり決定いたしました。

ここで、議事運営の都合により、暫時休憩いたします。

休憩 午後0時04分

再開 午後1時45分

○議長（福居秀雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前に設置の決定を見ました花咲スポーツ公園・新アリーナ等再整備事業計画に関する調査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、議長の指名によることになっておりますので、直ちに議長の指名者について事務局長から発表いたします。

○議会事務局長（林上敦裕） 氏名を申し上げます。

なお、敬称は省略させていただきます。

花咲スポーツ公園・新アリーナ等再整備事業計画に関する調査特別委員会委員

1 番 横 山 啓 一	4 番 あ べ な お	6 番 江 川 あ や
7 番 上 野 和 幸	1 2 番 たけいしょういち	1 3 番 石 川 まさゆき
1 6 番 高 橋 紀 博	1 8 番 塩 尻 英 明	1 9 番 高 木 ひろたか
2 0 番 中 野 ひろゆき	2 1 番 えびな 安 信	2 5 番 石 川 厚 子
2 6 番 能登谷 繁	3 0 番 中 村 のりゆき	3 2 番 松 田 卓 也

以上、15名であります。

○議長（福居秀雄） 引き続き、本特別委員会の正副委員長の選任についてお諮りいたします。

まず、正副委員長選任の方法につきましては、委員会条例第7条第2項の規定により、委員会において互選することになっておりますが、議事運営の都合上、この場合、議長の指名推選によりそれぞれ選任することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

次に、ただいま決定いたしました選任方法に基づき、議長の指名推選者を事務局長から発表いたします。

○議会事務局長（林上敦裕） 氏名を申し上げます。

なお、敬称は省略させていただきます。

花咲スポーツ公園・新アリーナ等再整備事業計画に関する調査特別委員会

委員長 30番 中 村 のりゆき
同じく副委員長 6番 江 川 あ や
以上であります。

○議長（福居秀雄） お諮りいたします。

ただいま事務局長から発表いたしましたとおり、それぞれ選任することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本特別委員会の正副委員長は、議長の指名推選どおり、それぞれ選任することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第30、発言の取消しについてを議題といたします。

市長から、6月24日の会議における発言について、議長宛て発言取消申出書に記載した部分の発言を取り消したいとの申出があります。

お諮りいたします。

この際、市長からの申出どおり、発言の取消しを認めることにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、市長からの申出どおり、発言の取消しを認めることにいたします。

○議長（福居秀雄） 以上で、今定例会に付議された案件は、全て終了いたしました。

第2回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後1時48分

以上のとおり会議のてんまつを記載し、その
相違ないことを証するため、ここに署名する。

旭川市議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員